

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 フジ三篠店
(2) 所在地 広島市西区三篠町一丁目15番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社エネルギーL&Bパートナーズ
代表取締役 松村 秀雄
広島市中区小町4番33号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社エネルギーL&Bパートナーズ
住所 広島市中区小町4番33号
代表者の氏名 代表取締役 高木 廣治

(変更後) 名称 株式会社エネルギーL&Bパートナーズ
住所 広島市中区小町4番33号
代表者の氏名 代表取締役 松村 秀雄

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり
(変更後) 別紙のとおり

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
令和元年6月24日

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

別紙のとおり

5 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市西区福島町二丁目2番1号

広島市西区役所市民部区政調整課

6 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和元年8月2日から同年12月2日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び同年8月6日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

7 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

8 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和元年12月2日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(変更前)

小売業者		住 所	変更年月日・理由
名称	代表者		
株式会社 フジ	代表取締役 山口 普	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	
株式会社 四国パン工場	代表取締役 田中 実	愛媛県松山市平井町甲1436番地1	平成31年1月31日退店
株式会社 花ゆら	代表取締役 齊藤 良子	広島市西区草津新町二丁目13番10号	

(変更後)

小売業者		住 所	変更年月日・理由
名称	代表者		
株式会社 フジ	代表取締役 山口 普	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	
株式会社 GROWUP	代表取締役 柴原史則	鳥取市千代水二丁目88番地	令和元年7月1日入店
株式会社 華や	代表取締役 佐竹 洋	広島市西区草津新町二丁目13番10号	平成27年4月16日社名・代表者の変更の為